

今後の取組方針について

1 要旨

平成 29 年 11 月に策定した「廿日市市空家等対策計画」は、本市における空家等対策に係る施策の方針を定めるもので、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

計画期間は平成 29 年度から令和 7 年度までの 9 年間である。計画期間中においては、法改正、国による新たな空家政策の実施、社会・経済情勢の変化も見受けられるため、それらを踏まえ、今後の取組方針を次のとおりとする。

2 法改正における取組方針【別紙 5】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 14 日に公布され、公布から 6 か月以内に施行される。改正の内容は、大きく 3 つに分類される。各改正内容における市の取組方針は次のとおり。

(1) 活用拡大

- ・空家等活用促進区域の創設
→現行の建築基準法で対応できているため、当面は創設を予定していない。
- ・所有者不在の空き家の処分
→資料 3 の空き家のように、事案に応じ市による財産清算人の申立を推進していく。

(2) 管理の確保

- ・特定空家化の未然防止
→国の「空家の管理指針」に基づき、市の運用方針を定めた上で、指導・勧告を行う。(勧告した場合、固定資産税の住宅用地特例を解除する。)

(3) 代執行の円滑化

- ・緊急代執行制度の創設
→建物の危険性を考慮し、速やかに危険空き家の解体が行えるよう制度を活用していく。

3 実施プログラムにおける取組方針

本計画における取組方針は、本計画 37 ページのとおり、大きく 4 つに分類される。そのうち (1) ~ (3) における取組内容については、実施プログラムとしてまとめている。実施プログラムにおける取組方針について、資料 5 - 2 のとおりとする。

4 次期廿日市市空家等対策計画の策定について

令和 6 年度：空き家の実態把握（水道閉栓データ等による空き家化の推移把握）

令和 7 年度：廿日市市空家等対策協議会を数回開催し、策定内容を協議

次期廿日市市空家等対策計画を策定

令和 8 年度：次期廿日市市空家等対策計画を運用開始